

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成27年1月28日

**【会社名】** ユナイテッド株式会社

**【英訳名】** UNITED, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役会長CEO 早川 与規

**【本店の所在の場所】** 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号

**【電話番号】** 03(6821)0000(代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員 経営管理本部長 山崎 良平

**【最寄りの連絡場所】** 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号

**【電話番号】** 03(6821)0000(代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員 経営管理本部長 山崎 良平

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成27年1月27日開催の取締役会において、平成27年4月1日を効力発生日（予定）として、当社のデータベースマーケティング部門に係わる事業に関する権利義務を新設分割により新設する会社に承継させることを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### （1）新設分割の目的

当社のデータベースマーケティング事業は、懸賞サービス「ドリームメール」の運営およびメール広告の販売を中心に展開しております。つきましては、同事業を分社化し、同事業の特性を踏まえた柔軟な組織運営とスピーディーな意思決定の実現を図ることにより、当該事業の更なる強化と成長を目指します。

### （2）新設分割の方法

当社を分割会社とし、新たに設立する「トレイス株式会社」を新設会社とする分社型の新設分割です。なお、本新設分割は、会社法第805条に定める簡易分割に該当するため、株主総会の決議を得ずに行います。

### （3）新設分割に係る割当の内容

新設会社は、本新設分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全部を当社に割り当てます。

### （4）新設分割計画の内容

当社が平成27年1月27日開催の取締役会において承認した新設分割の内容は、後記のとおりであります。

### （5）新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本分割に際して新会社が発行する株式は全て当社に割当交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新会社の資本金の額等を考慮し、決定したものであります。

（6）新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	トレイス株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号
代表者の氏名	代表取締役社長 小川 大介
資本金	10百万円
純資産の額	79百万円（予定）
総資産の額	137百万円（予定）
事業の内容	データベースマーケティング事業

（以下、新設分割計画の内容）

## 新設分割計画書

ユナイテッド株式会社（以下「甲」という。）は、甲が営むデータベースマーケティング事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社（以下「新会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）を行うにあたり、次のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

### 第1条（新設分割設立会社）

1. 本件分割における新会社の商号及び本店の所在地は以下のとおりとする。

（商号）トレイス株式会社

（本店の所在地）東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号

2. 前項に定めるほか、新設会社の目的、発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりである。

### 第2条（新会社が分割に際して発行する株式）

新会社は、会社分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全部を当社に割当交付する。

### 第3条（新会社の資本金及び準備金）

新会社の設立時の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

資本金の額 10,000,000円

資本準備金の額 0円

その他資本剰余金の額 株主資本等変動額から資本金の額及び資本準備金の額を控除した額

利益準備金の額 0円

### 第4条（新会社に承継する債権債務、雇用契約その他の権利）

新会社は、本件成立日をもって、当社から別紙2「承継権利義務明細表」に記載のデータベースマーケティング事業に係る資産、債務、契約その他の権利義務を承継する。

### 第5条（新会社の成立の日）

新会社の成立の日は、平成27年4月1日（以下「本件成立日」という。）とし、新会社は、同日をもってその登記申請を行う。但し、手続上の進行の必要性その他の事由により必要な場合は、甲はこれを変更することができる。

### 第6条（新設会社の設立時役員の氏名）

新設会社の設立時役員の氏名または名称は次のとおりとする。

(1) 取締役 小川大介、藤沢賢介、藤澤陽三、岡本重信

(2) 監査役 山崎滋

### 第7条（善管注意義務等）

甲は、本計画作成後本件成立日までの間において、善良なる管理者の注意義務をもって、設立会社に承継させる事業を維持・管理するものとする。

### 第8条（競業禁止義務の不存在）

甲は、本件成立日後においても、本件事業について会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

### 第9条（本計画の変更又は中止）

甲は、本計画作成後本件成立日までの間に、本計画に従った本件分割の実行の支障となりうる重大な事象が発生又は判明した場合（本計画作成時に既に判明していた事象について、本計画作成後に重大であることが判明した場合を含む。）には、本計画を変更し又は本件分割を中止することができる。

### 第10条（本計画の効力）

本計画は、本計画の履行に伴い必要な法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合には、その効力を失う。

第11条（その他の事項）

本計画に定めのない事項その他本件分割に際し必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、甲がこれを決定する。

以 上

平成27年1月27日

東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号

ユナイテッド株式会社

代表取締役社長 藤澤 陽三

別紙 1

## トレイス株式会社定款

### 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、トレイス株式会社と称し、英文ではTREiS, Inc. と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ( 1 ) 情報通信システムの企画、開発、設計及び運用
- ( 2 ) 新商品開発、企画、立案、並びに販売、調査の受託
- ( 3 ) インターネット及び携帯電話通信網での情報処理サービス及び情報提供サービス業
- ( 4 ) インターネット及び携帯電話通信網での広告並びに情報収集、処理業務
- ( 5 ) コンピュータソフトウェアの設計・プログラム開発及び研究並びに技術提供及び保守業務に関する事業
- ( 6 ) コンピュータ機器及びその周辺機器・ソフトウェアの仕入れ、開発、販売、設置、保有、保管理及び賃貸
- ( 7 ) インターネット及び携帯電話通信網の通信手段を利用した通信販売業及び販売代理業
- ( 8 ) 広告、宣伝並びに各種販売促進に関する企画、制作及び広告代理業
- ( 9 ) インターネット及び携帯電話通信網を利用した情報システム、通信ネットワーク、データベースの企画、開発、設計、管理、技術提供及び運用に関するコンサルタント
- ( 10 ) インターネット及び携帯電話通信網を利用した市場調査の企画、実施、コンサルタント
- ( 11 ) インターネット及び携帯電話通信網のネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務代行の事業
- ( 12 ) インターネット及び携帯電話通信網による販売者のクレジット等を利用した当事者確認の事務代行の事業
- ( 13 ) インターネット及び携帯電話通信網のホームページ企画、立案、制作
- ( 14 ) デジタルコンテンツの企画、制作、配信及び販売
- ( 15 ) 各種音声、映像ソフトウェアの企画、制作、販売
- ( 16 ) プロモーションビデオ等の映像の企画、制作、販売
- ( 17 ) グラフィックデザイン及び商業デザインの企画、制作
- ( 18 ) 各種マーケティング業務
- ( 19 ) 電気通信事業
- ( 20 ) 一般雑貨の販売業務並びに委託
- ( 21 ) 酒類の販売
- ( 22 ) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- ( 23 ) 講演会、講習会、セミナー等の企画、運営及び開催
- ( 24 ) イベントの企画・立案並びに運営
- ( 25 ) 不動産の賃貸、管理及び仲介
- ( 26 ) 各種出版物の企画、制作、翻訳、発行並びに販売

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

### 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第7条 当社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日の決定は取締役会の決議によって行う。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第8条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が当社所定の書式による請求書に記名押印し、共同して提出しなければならない。利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める事由による場合には、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(以下「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

3 基準日後株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合において、第1項の株主の権利を害しないときは、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該株主総会において権利を行使する株主と定めることができる。

### 第3章 株主総会

(株主総会の権限)

第12条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第16条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

## 第4章 取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第18条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 当社は、取締役会の決議をもって会社を代表する取締役を定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して通知するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役

(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役

(監査役の数)

第27条 当社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任方法)

第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第30条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当金)

第34条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払いの配当金には利息を付さない。

## 第7章 附則

(設立に際して出資される財産の価額又はその最低額)

第36条 当社の設立に際して出資される財産の最低額は、金1,000万円とする。



(最初の事業年度)

第37条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時取締役及び設立時監査役)

第38条 当会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役 小川大介、藤沢賢介、藤澤陽三、岡本重信

設立時監査役 山崎滋

(発起人の氏名及び住所)

第39条 発起人の氏名及び住所は次のとおりである。

住所 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号

ユナイテッド株式会社 代表取締役 藤澤 陽三

(定款に定めのない事項)

第40条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

トレイス株式会社設立のため、この定款を作成し発起人が次に記名押印をする。

平成27年1月27日

ユナイテッド株式会社 代表取締役 藤澤 陽三

### 承継権利義務明細表

新設会社が平成27年4月1日を本件成立日とする会社分割により、甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は以下のとおりとする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の額の評価については、平成26年3月31日現在の甲の貸借対照表を基礎とし、これに本件成立日の前日までの増減を加減した上で確定する。

#### 1. 資産及び負債

##### (1) 流動資産

本件事業に属する現金、預金、売掛金、たな卸資産、前渡金

##### (2) 固定資産

本件事業に属するサーバ等の有形固定資産、ソフトウェア

##### (3) 負債

本件事業に係る買掛金、未払金、前受金、ポイント引当金

#### 2. 契約上の地位

本件対象事業に関連して締結した契約及びこれに基づく個別契約その他の契約上の地位及びこれらに付随する権利義務(会員情報を含む)

#### 3. 雇用契約

本件分割の本件成立日において本件事業に従事する甲の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は新設会社に承継されないものとし、甲は、本件分割の本件成立日において本件事業に従事する甲の従業員を、甲に在籍させたまま新設会社に出向させ、以後、新設会社において本件事業に従事させるものとする。当該出向者の出向期間その他出向に関する条件は、甲及び新設会社間にて協議の上、決定するものとする。

#### 4. 許認可等

本件成立日において、甲が保有している本件事業に関連する一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。

以

上